6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Atsushi Fukasawa Director-General of Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Apartment house for Imperial Guard Headquarters (No. 1, No. 2, Chiyoda-ku) ⒀building repair and others construction.

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 11 November 2013.

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 16 January 2014 (tenders brought with or submitted by mail : 12 : 00 P.M. (noon) 16 January 2014).

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Saitama shintoshin National Government Building Tower-2 2―1, Shintoshin, Chuou Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330―9724 Japan TEL 048―601―3151 (ex 2525)

○第２号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　関東管区警察学校本館・教場棟

⑿建築その他工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　東京都小平市喜平町２－５－１

⑷　工事内容

敷地面積　167,270㎡

［建物］

１）本館・教場棟

構　　造　鉄筋コンクリート造　３階建て

建築面積　約2,000㎡

延べ面積　約5,300㎡

用　　途　庁舎

工事内容　新築１棟

⑸　工期　契約締結の翌日から平成28年１月29日まで。（指定部分：本館・教場棟（玄関庇を除く）他、平成27年６月30日まで）

⑹～⑭　第１号１⑹～⑭に同じ

⒂　本工事は、主要な工事材料の積算数量を記載した「工事数量総括表」を、設計図書である特記仕様書の別表として新たに加えることで、契約事項として位置付ける試行工事である。詳細は入札説明書による。

２　競争参加資格

⑴～⑷　第１号２⑴～⑷に同じ

⑸　平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記㋐の要件を満たす建築一式（躯体、外装、内装を含む新築又は増築（増築にあっては増築部分））工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋐

１．建物用途　下記のａ）、ｂ）、ｃ）又はｄ）のいずれかに該当する施設

ａ）同種施設　事務所・庁舎

ｂ）類似施設　事務室（上級室を含む。）、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室（教室及び実験室を除く）の合計面積（これらに付属する共用部分を含む。）が、申請建物全体の延べ面積の１／２を超える建物。

ｃ）複合用途施設１　「ａ）同種施設」と認められる部分の床面積が、「３．延べ面積」以上ある建物。

ｄ）複合用途施設２　「ａ）同種施設」と認められる部分の床面積が、申請建物全体の延べ面積の１／２を超える建物。

２．構造　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（コンクリート充填鋼管構造は含まない。）地上階数３階以上

３．延べ面積　4,500㎡以上（増築にあっては増築部分）

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記㋐の施工実績を有し、他の構成員は下記㋑の要件を満たす建築一式（躯体、外装、内装を含む新築又は増築（増築にあっては増築部分）工事の施工実績を有すること。

㋑

１．建物用途　㋐１．に同じ

２．構造　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（コンクリート充填鋼管構造は含まない。）

３．延べ面積　1,500㎡以上（増築にあっては増築部分）

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑹　第１号２⑹に同じ

⑺　第１号２⑺に同じ

①　第１号２⑺①に同じ

②　１人の者が、平成10年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑸㋐の要件を満たす建築一式（躯体、外装、内装を含む新築又は増築（増築にあっては増築部分））工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

③　第１号２⑺③に同じ

⑻～⑾　第１号２⑻～⑾に同じ

３　総合評価に関する事項

⑴　第１号３⑴に同じ

⑵　総合評価の方法

①　第１号３⑵①に同じ

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋒の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

㋐　技術提案［ＶＥ提案］の項目として「鉄筋コンクリート工事及びプレストレストコンクリート（ＰＣ）工事の施工に関して技術的に配慮すべき事項」

㋑　工事全般の施工計画

㋒　施工体制（施工体制評価点）

③～④　第１号３⑵③～④に同じ

⑤　②㋐の「鉄筋コンクリート工事及びプレストレストコンクリート（ＰＣ）工事の施工に関して技術的に配慮すべき事項」の技術提案［ＶＥ提案］については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。

②㋑の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、施工計画の内容に応じて、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

⑶　第１号３⑶に同じ

⑷　⑵②㋐「鉄筋コンクリート工事及びプレストレストコンクリート（ＰＣ）工事の施工に関して技術的に配慮すべき事項」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点減ずる。

⑸　第１号３⑸に同じ